

# 大型の貨物積載車両の通行に関する道路法の規定について

国土交通省 道路局 路政課

道路局路政課に配属されて間もない新人の道野くん。今日も道本先輩と一緒に道路法の勉強に励んでいるようです。

**道本** 道野くん、おはよう。週末はどうだった？

**道野** 道本先輩、おはようございます。週末は友達とドライブに行っただけですけど、帰り道の運転が大変だったので、少し疲れてしまいました。

**道本** 運転が大変だった？ どうして？

**道野** 実は、帰り道、道路を通行している間ずっと、積載している貨物が荷台からはみ出した大型のトレーラーが前を走っていたんです。車高が高いので前方が見づらいし、鉄パイプが積まれているので、万が一落ちてきたらひとたまりもないと思い、ヒヤヒヤしていたんです。でも、結局なかなか追い越すことができなくて・・・。

**道本** なるほど、それは大変だったね。大型の車両の後ろを走るときは、十分な車間距離を取ることが特に大事だね。

ところで、そのトレーラーのような、大型の車両や、貨物を積載している車両（以下「貨物積載車両」という。）の通行に関しては、道路の構造や交通の安全に対して支障を及ぼさないかが問題になるよね。道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）を参照しながら、この問題について考えてみよう。

**道野** はい。ポイントは、大型の車両であることと、貨物積載車両であることこの二点に分けられますね。

**道本** そうだね。

まず、そのトレーラーは、後ろを走っている道野くんの車から前方を見づらいほど車高の高い大型の車両だったんだよね。こうした大型の車両であっても、全ての道路を自由に通行することが

できるんだっただけかな？

**道野** いいえ。確か、一定の限度を超える大型の車両は、原則道路を通行することが禁止されており、通行には道路管理者の許可を得る必要があったはずですよ。

**道本** そうだね。具体的には、法第47条第1項において、道路を通行する車両の幅、重量、高さ等の最高限度（以下「最高限度」という。）については政令で定めることとされ、同条第2項において、最高限度を超える車両（以下「限度超過車両」という。）は原則道路を通行してはならないこととされているよね。

**道野** はい。そして、法第47条の2第1項において、やむを得ない場合において、道路管理者は、通行経路や通行時間等について必要な条件を付したうえで、限度超過車両の通行を許可することができることとされているんですね。

**道本** そのとおり。  
でも、道路は一般交通の用に供されるものであり、その全てについて、いかなる車両であっても通行することができることが理想的なはずだよ。なぜ上記のような規定が法に設けられているか、わかるかな？

**道野** うーん。  
大型の車両を含めた全ての車両が全ての道路を自由に通行できることとしてしまうと、道路の損傷が激しくなり、道路の維持管理の観点からみて望ましくないからではないでしょうか。  
かといって、全ての道路の構造について、いかなる車両であっても自由に通行できるよう整備することは、物理的に不可能ですし、また、道路といっても前述のトレーラーのような大型の車両が頻繁に通行する道路とそうではない道路があるので、経済的にも不合理ですよ。

**道本** そうだね。つまり、大型の車両は道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれがあることに鑑み、道路を通行することのできる車両については一般的な最高限度を設け、最高限度を超える車両の通行は道路管理者の許可に係らしめることで、道路の維持管理、ひいては整備を効率的に行うことを可能にしていると言えるね。

**道野** なるほど。  
ところで、最高限度については政令で定めることとされているということでしたが、全ての道路について、通行できる車両の構造の限度を同じ水準にする必要はないのではないのでしょうか？

**道本** 鋭い質問だね。実は、道路を通行できる車両の範囲については、車両や道路の種類のほか、道路の存する区域や当該道路の通行量、通行方法等に鑑みて、細かく定められているんだよ。例えば、法第47条第3項においては、トンネルや橋、高架の道路等については、最高限度とは別に、当

該道路の構造に鑑みて安全と認められる限度を定めることが認められているし、そのほか、同条第4項においても、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要となる車両についての制限を、政令で定めることとされているよ。

**道野** なるほど。そうすることで、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するという目的がしっかり果たされることになりますね。

**道本** そのとおりだよ。

さて、では次に、前述のトレーラーが荷台からはみ出す形で貨物を積載していたことについて考えてみよう。

道路を通行する車両が法第47条第1項及び第4項に基づく政令や同条第3項に規定する構造の限度を遵守してさえいれば、たとえ当該車両が危険な方法で貨物を積載していたとしても、問題ないということになるかな？

**道野** いいえ。道路を通行する車両の積載物が道路に落下すれば、第43条第2号に規定するような、道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれが生じることになりかねないので、前述のトレーラーのように、積載物が荷台からはみ出していることで落下するおそれがあるような場合には、車両の運転者は落下を防止するために適切な措置を講ずる必要があると思います。

**道本** そうだね。では、積載物の落下のおそれがある場合に道路管理者が講じうる措置については、法のどの条文に規定されているかな？

**道野** 法第43条の2に規定されています。具体的には、上記のおそれがある場合には、道路管理者は車両の通行の中止や、当該車両に積載する貨物の積載方法の是正等を行うことを命ずることができることとされています。

**道本** そうだね。同条は、実際に道路に積載物が落下する前に、予防的に措置を講ずるよう命ずることを可能とする規定であるという点が重要だね。

では、道路を通行する車両の積載物が実際に道路に落下してしまった場合には、道路管理者はどのような措置を講ずることができるかな？

**道野** うーん・・・。

法第43条の2では、道路を通行する車両から積載物が落下するおそれのある場合における予防的措置について規定されているので、実際に積載物が落下してしまったら、道路管理者は何らの措置も講ずることはできないのではないのでしょうか？

**道本** でも、そうだとすると、道路の構造や交通に支障が及ぶことになりかねないよね。

道野くん、法第71条第1項を読んでごらん。

**道野** はい。

・・・なるほど！道路管理者は、法や法に基づく命令の規定に違反している者に対し、道路に存する工作物その他の物件の移転又は除去(以下「移転等」という。)を命ずることもできるんですね。そのため、車両を通行させている者が法第43条第2号に違反して、落下した積載物を放置している場合にも、移転等を命ずることができるんですね。

**道本** そのとおり。法第71条第1項では、法や法に基づく命令に基づく命令等に違反している者に対する道路管理者の一般的監督処分権限が規定されているんだったね。よって、道路を通行する車両の積載物が道路に落下した場合、道路管理者は、当該車両を通行させていた者に対し、同項に基づいて当該積載物の移転等を命ずることができるということになるね。

さらに、法第44条の2第1項も読んでみよう。

**道野** はい。

・・・なるほど、道路に存する工作物等の所有者等が法第71条第1項の規定により道路管理者から当該工作物等の移転等を命ぜられたにもかかわらずこれを行わず、又は、当該所有者等がそもそも現場にいないために移転等を命ずることができない場合には、法第44条の2第1項に基づいて、道路管理者又はその命じた者等が当該工作物等、つまり、今回の場合であれば、車両から道路に落下した当該車両の積載物を除去することとなるんですね。大変勉強になりました。

**道本** それはよかった。近年の物流需要の拡大に伴って、限度超過車両を含め、貨物積載車両の通行は増加しているので、道路管理者は上記のような規定に基づいてしっかりと管理を行い、道路の良好な状態の保持という義務を果たしていくことが求められるね。

## 【参照条文】

### ○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

#### （道路に関する禁止行為）

**第四十三条** 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

#### （車両の積載物の落下の予防等の措置）

**第四十三条の二** 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。

#### （違法放置等物件に対する措置）

**第四十四条の二** 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件（以下この条において「違法放置等物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

- 一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。
- 二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

2～8（略）

**第四十七条** 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

- 2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。
- 3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、ト

ンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

#### (限度超過車両の通行の許可等)

**第四十七条の二** 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両（次条第一項及び第七十二条の二第二項において「限度超過車両」という。）の通行を許可することができる。

2～7 (略)

#### (道路管理者等の監督処分)

**第七十一条** 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

2～7 (略)

#### ○車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）

#### (車両の幅等の最高限度)

**第三条** 法第四十七条第一項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。

- 一 幅 二・五メートル
- 二 重量 次に掲げる値
  - イ 総重量 高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行す

る車両にあつては二十トン

ロ 軸重 十トン

ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が一・八メートル未満である場合にあつては十八トン（隣り合う車軸に係る軸距が一・三メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも九・五トン以下である場合にあつては、十九トン）、一・八メートル以上である場合にあつては二十トン

ニ 輪荷重 五トン

三 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては四・一メートル、その他の道路を通行する車両にあつては三・八メートル

四 長さ 十二メートル

五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて十二メートル

2 バン型のセミトレーラ連結車（自動車と前車軸を有しない被けん引車との結合体であつて、被けん引車の一部が自動車に載せられ、かつ、被けん引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。）、タンク型のセミトレーラ連結車、幌ほろ枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車（自動車と一の被けん引車との結合体であつて、被けん引車及びその積載物の重量が自動車によつて支えられないものをいう。以下同じ。）で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌ほろ枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものの総重量の最高限度は、前項の規定にかかわらず、高速自動車国道を通行するものにあつては三十六トン以下、その他の道路を通行するものにあつては二十七トン以下で、車両の軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値とする。

3 高速自動車国道を通行するセミトレーラ連結車又はフルトレーラ連結車で、その積載する貨物が被けん引車の車体の前方又は後方にはみ出していないものの長さの最高限度は、第一項の規定にかかわらず、セミトレーラ連結車にあつては十六・五メートル、フルトレーラ連結車にあつては十八メートルとする。

4 道路管理者が道路の強度、線形その他の道路の構造を勘案して国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の通行による道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めて指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 重量 次に掲げる値

イ 総重量 四十四トン以下で車両の車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

ロ 軸重 十一・五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

ハ 輪荷重 五・七五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

二 長さ 十六・五メートル